

(参考資料) 産業保安規制の概要

2021年2月24日

**経済産業省
産業保安グループ°**

産業保安規制の基本的な枠組み

<事業の実施・体制に関する規制>

- 事業の開始自体や、その後の製造、使用、管理等の行為を許可等の対象とする。
- 事業者の保安管理体制を定める保安規程の策定及び遵守を義務付け。有資格者（保安統括者、主任技術者等）の選任を義務付け。

<設備等に関する規制>

- 事業者が保有する設備・機器、その製造方法や検査方法等に関する技術的な基準（技術基準）を設定し、事業者に対し、基準への適合を義務付け。
 - － 技術基準の例（高圧ガス保安法）：離隔距離、耐圧性能、強度など。

<行政によるチェック体制>

- 報告徴収・立入検査の実施。
- 技術基準への適合命令（事業者が命令に従わない場合は、罰金・許可取消し等）。

高圧ガスの保安規制の概要

高圧ガス保安法の概要

- 目的：高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制。
- 高圧ガス：(1)圧力1MPa（約10気圧）以上の圧縮ガス（アセチレンガスの場合は0.2MPa以上）
(2)圧力0.2MPa（約2気圧）以上の液化ガス



(コンビナート・高圧ガスプラント)

高圧ガスの「製造」に係る規制（例）

※高圧ガスの「製造」とは、ガスの圧力を高圧にする又は高圧ガスの状態を変化させる（気体⇄液体）等をいう。

○第1種製造者（ガスの処理能力が100m³/日以上（一部ガスを除く））

・製造の許可(法5条1項)

製造を行う者は事業所ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならない。

・製造施設の変更の許可、軽微変更届出(法14条)

製造のための施設の構造等の変更の工事等を行う場合は、都道府県知事の許可を受けなければならない。（軽微な変更の場合は届出が必要。）

・完成検査(法20条)

製造施設の設置又は変更を行う場合は、都道府県知事又は高圧ガス保安協会等が行う検査を受けなければならない。ただし、自ら完成検査を行うことができる者として経済産業大臣の認定を受けている者が、検査記録を都道府県知事に届け出た場合は、都道府県等の検査に代えることができる。
※当該認定にあたっては、高圧ガス保安協会等による事前調査あり。

・危害予防規程届出/変更命令(法26条)

危害予防規程を定め、都道府県知事に届け出なければならない。

・保安教育計画作成・実施義務(法27条)

・保安人員の選解任の届出(法27条の2及び3)

事業所ごとに保安統括者及び保安技術管理者、施設の区分ごとに保安係員等を選任し、都道府県知事に届け出なければならない。

・保安検査(法35条)

一定の製造施設について、定期に、都道府県知事又は高圧ガス保安協会等が行う保安検査を受けなければならない。ただし、上記完成検査と同様、経済産業大臣の認定を受けた者に対する特例がある。

・定期自主検査(法35条の2)

○第2種製造者（ガスの処理能力が100m³/日未満（一部ガスを除く））

- ・製造の届出(法5条2項)・製造施設の変更届出(法14条)
- ・製造施設等の技術基準適合(法12条)
- ・保安人員(保安統括者等)の選解任の届出(法27条の2)
- ・定期自主検査(法35条の2)

高圧ガスの「貯蔵」に係る規制（例）

○第1種貯蔵所

- ・貯蔵所設置の許可(法16条)・変更工事の許可・軽微変更届出(法19条)
- ・完成検査(法20条)

○第2種貯蔵所

- ・貯蔵所設置の届出(法17条の2)・貯蔵所変更工事の届出(法19条4項)

高圧ガスの販売・輸入に係る規制（例）

- ・高圧ガスの販売事業の届出・販売主任者の選解任の届出
- ・高圧ガス・容器輸入時の検査

高圧ガス保安協会

- ・高圧ガスによる災害防止のため、高圧ガスの保安に関する調査、研究及び指導、高圧ガスの保安に関する検査等の業務を行う。
- ・具体的には、完成検査、保安検査、保安人員への講習等を実施。

上記以外にも、高圧ガス保安法では、高圧ガスの移動、消費・廃棄に係る規制、高圧ガス容器(いわゆるボンベ)の製造・輸入に係る規制等が規定されている。

電力の保安規制の概要

電気事業法の保安規制の概要

○目的：電気工作物の工事、維持及び運用を規制することで、公共の安全を確保し、環境の保全を図る。

○規制対象となる電気工作物



(発電所)



(電線・電柱)



(太陽光パネル)

	事業用電気工作物		一般用電気工作物
	電気事業の用に供する電気工作物	自家用電気工作物	
概要	事業用電気工作物のうち、一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業、売電を行う設備の出力合計が200万kW以上の発電事業	事業用電気工作物のうち、電気事業の用に供する電気工作物以外のもの	600V以下で受電、又は一定の出力未満の小出力発電設備で受電線路以外の線路で接続されていない等安全性の高い電気工作物
例	電力会社等の発電所、変電所、送電線路、配電線路、需要設備	発電所、変電所、送電線路、配電線路、工場・ビル等の600V超で受電する需要設備	一般家庭、個人商店、小規模事務所等の屋内配線、一般家庭用太陽光発電

事業用電気工作物に係る規制（例）

- ・技術基準適合（適合命令）（法39条、40条、56条）
- ・保安規程作成・届出〔法42条〕
事業用電気工作物を設置する者は、工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、保安規程を作成し、使用開始前に経済産業大臣に届け出る。
- ・主任技術者選任の届出〔法43条〕
事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任し、経済産業大臣に届け出る。
- ・工事計画の届出・変更命令〔法48条〕※高電圧、高出力のものに限る。
事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて、省令で定めるものをしようとする者は、その工事の計画を経済産業大臣に届け出る。
- ・使用前安全管理検査〔法51条〕
工事計画届出対象であつて、省令で定める事業用電気工作物を設置する場合は、その使用前に、技術基準適合性の自主検査を実施したうえで、かつ検査体制について経済産業大臣等による審査を受ける必要がある。
- ・設置者による事業用電気工作物の使用前自己確認・結果の届出（法51条の2）

・自家用電気工作物の使用開始の届出（法53条）

・定期安全管理検査〔法55条〕

ボイラー、タービン等の事業用電気工作物に対し、定期的に、事業者自ら技術基準適合性の自主検査を実施したうえで、かつ検査体制に係る経済産業大臣等の審査を受ける必要がある必要。なお、一定の圧力以上のものは経済産業大臣による定期検査が必要（法54条）

・発電所の環境アセスメント〔法46条の2～〕

一般用電気工作物に係る規制（例）

- ・技術基準適合（適合命令）（法39条、40条、56条）
- ・竣工調査及び定期調査（改善命令）（法57条）

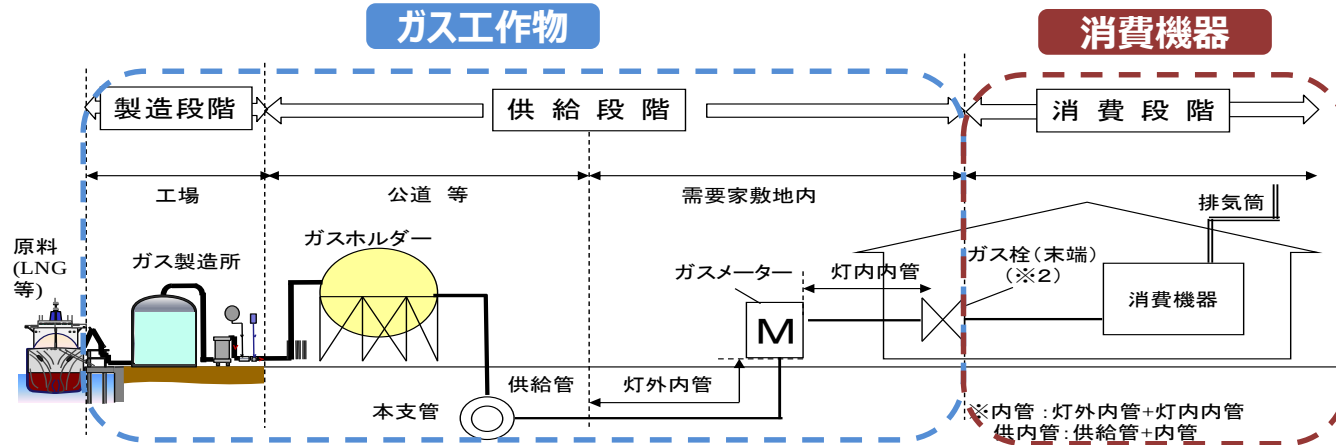
※電気事業法におけるその他の保安規制として、事業者に対する報告徴収（法106条）や立入検査（法107条）規定等がある。
また、電気事業法以外の保安規制として、電気工事の作業に従事する者の資格及び義務を定める「電気工事士法」及び電気工事業を営む者の登録等及びその業務を規制する「電気工事業の業務の適正化に関する法律」がある。

都市ガスの保安規制の概要

ガス事業法の目的

目的（法1条）

この法律は、・・・ガス工作物の工事、維持及び運用並びにガス用品の製造及び販売を規制することによって、公共の安全を確保し、あわせて公害の防止を図ることを目的とする。



ガス事業法の規制事項（例）	規制対象事業者			
	ガス小売事業者	一般ガス導管事業者	特定ガス導管事業者	ガス製造事業者
保安規程（変更）の届出 事業者は、ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するための規程を作成し、経済産業大臣に届け出ることを義務付け。	法24条	法64条	法64条の準用	法97条
ガス主任技術者の選解任の届出 事業者は、ガス主任技術者免状の交付を受けている者で、一定の実務経験を有する者からガス主任技術者を選任し、経済産業大臣に届け出たうえで、ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせる。	法25条	法65条	法65条の準用	法98条
工事計画の作成・届出 ガス工作物の設置又は変更の工事で、省令で定めるものについて、その工事計画を経済産業大臣に届け出る必要がある。	法32条	法68条	法68条の準用	法101条
使用前検査の実施 工事計画の届出をしたガス工作物であって、省令で定める工事について、自主検査を実施したうえで、登録機関による検査を受検する必要がある。	法33条	法69条	法69条準用	法102条
保安業務規程の作成・届出 事業者は保安業務に係る規程を定め、経済産業大臣に届け出る必要がある。（「保安業務」とは、消費機器の調査やガス供給における災害時の措置等）	法160条	法160条	法160条	—
消費機器の調査、危険防止のための周知	法159条	法159条(最終保障供給時)	—	—

液化石油ガスの保安規制の概要

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の目的

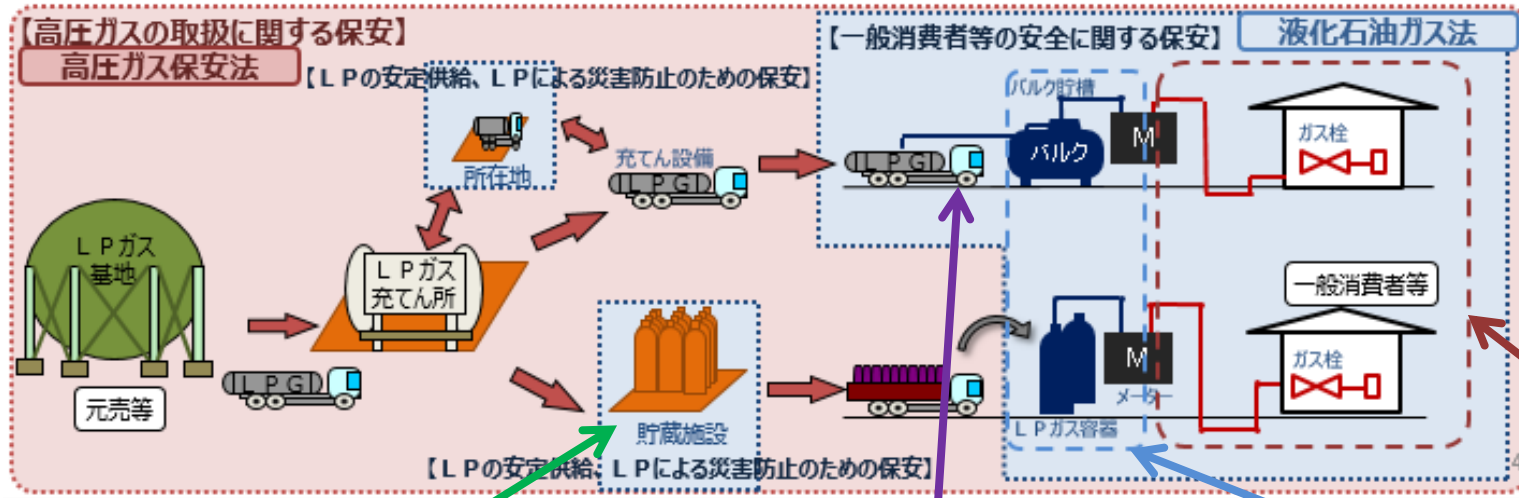
法1条 この法律は、一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制することにより、液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適正にし、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

液化石油ガス法の特徴

◇液化石油ガス法では、**供給設備点検、消費設備調査、周知、緊急時対応**については、**認定を受けた保安機関**が実施。液化石油ガス販売事業者が自ら実施したい場合には、**自ら認定を取得**することが必要。



(LPガスボンベ)



消費設備に係る規制

【液化石油ガス販売事業者の義務】
・消費設備調査・周知・緊急時対応(法27条)
【一般消費者等】
基準適合命令(法35条の5)

貯蔵施設に係る規制 (例)

【液化石油ガス販売事業者に対する義務】
・貯蔵施設の設置許可(法36条)
・**貯蔵施設の変更許可(法37条の2)**
→施設の構造等の変更の際は許可が必要
・**貯蔵施設の完成検査(法37条の3)**
→貯蔵施設の設置・変更の際に、都道府県・高圧ガス保安協会等の検査を受ける必要がある。

充てん設備に係る規制 (例)

【充てん事業者に対する義務】
・設置の許可(法37条の4)
・**完成検査(法37条の4第3項で準用する法37条の3)**
→充てん設備の設置・変更の際に、都道府県・高圧ガス保安協会等による検査を受ける必要がある。
・充填を行う者の講習受講義務(法37条の5)
・**充填設備の保安検査(法37条の6)**
→定期的に、都道府県・高圧ガス保安協会等による検査を受け、技術基準に適合している否かの確認を受ける必要がある。

供給設備に係る規制 (例)

【液化石油ガス販売事業者に対する義務】
・技術基準適合維持義務(法16条の2)
・**業務主任者の選任の届出(法19条)**
→高圧ガス販売主任者免状を有し、液石ガス販売の知見がある者を選任し、届出の必要がある。
・特定供給設備の設置許可(法36条)
・特定供給設備の変更許可(法37条の2)
・**特定供給設備の完成検査(法37条の3)**
→特定供給設備の設置・変更の際に、都道府県・高圧ガス保安協会等による検査を受ける必要がある。